

助成金申請



社会保険労務士は助成金申請の専門家です。

(厚生労働省所管の助成金の申請代行は社会保険労務士のみに認められています。)

助成金サービスメニュー

1. 助成金診断 貴社が気づいていない助成金のチャンスをプロの目で精査します。

項目	チェック内容	結果
1	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
2	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
3	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
4	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
5	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
6	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
7	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
8	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
9	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
10	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
11	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×
12	就業開始を伴った、労働者派遣事業に該当している	○/△/×

診断チェックシートにご記入いただき、貴社の状況をヒアリングいたします。



診断の結果、可能性のある助成金の資料を送付いたします。また、助成金の相談については初回無料で対応いたします。

2. 助成金申請代行

- 専門家は自らの経験や同業者との情報交換、行政からの通知等の情報収集により、助成金受給の可能性を高めています。
- 助成金は、制度や要件が頻繁に変わりますので、書籍やインターネット検索だけでは情報が追いつかないのが現状です。
- 実務上は、管轄機関が内部で審査決定を円滑に進めやすいよう書類を作成するノウハウが必要になってきます。(都道府県、窓口単位で要求が違うことも・・・)

つまりプロに任せることが、助成金受給の近道です。

■主だった助成金申請を検討すべき状況は・・・

- 事業を開始したとき。
- 新規事業に進出するとき。
- 育児・介護を支援するとき。
- 定年制度、福利厚生制度の改善を行なったとき。
- 非正規社員（パート等）の処遇改善を行なうとき。
- 会社を設立したとき。
- 労働者を新たに雇い入れるとき。
- 教育研修を行うとき。
- ……など

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

利用価値の高い「助成金」のご紹介



助成金の種類によって審査、提出書類等異なりますが、条件に合いそうだと思われるらぜひお問い合わせ下さい。(助成金額は中小企業の金額です。)

対象	名称	助成額(率)	主な要件・内容
教 育 修	人材開発支援助成金 人材育成支援コース (人材育成訓練)	【賃金助成】 760円/人 【経費助成】 45~70%	職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合 ※「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合、加算あり
	人材開発支援助成金 人材育成支援コース (有期実習型訓練)	【賃金助成】 760円/時 【経費助成】 60~70% 【OJT助成】 10万円/人	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合 ※「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合、加算あり
	人材開発支援助成金 (事業展開等リスキリング 支援コース)	【賃金助成】 960円/時 【経費助成】 75%	事業展開等新分野に必要な知識・技能習得のための訓練を行った場合 ※経費助成は支給率と訓練時間に応じた上限あり
非正規 雇用 (パート/ 契約社員/ 派遣)	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	有期→正規 80万円	正規雇用への転換制度の導入、実施。 ・有期→正規: 80万円(40万円×2期) ・無期→正規: 40万円(20万円×2期) (1年度1事業所当たり20人まで)
	キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)	20万円~ 50万円	労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った場合
	キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)	60万円	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合
	キャリアアップ助成金 (賞与・退職金制度導入コース)	40万円	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合に助成。
高齢者	65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)	15万円~ 160万円	①65歳以上への定年の引上げ ②定年の定め廃止 ③66歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入
	65歳超雇用推進助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	1人当たり 30万円	50歳以上の有期雇用労働者を無期雇用に転換 (1年度1事業所当たりの申請上限10人)
育 児	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	①育児取得時 30万円 ②育児復帰時 30万円	①育児復帰支援プランを作成し、プランに基づき育児休業を取得させた場合 ②育児休業取得時の対象労働者について、育児終了後に職場復帰し、6か月以上継続雇用している場合 (無期雇用労働者・有期雇用労働者 各1回まで)
	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	①10万円~ 20万円 ②20万円~ 60万円	①男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合 ②①の受給後、男性の育児休業取得率が上昇した場合等の要件に該当した場合
職場 環境 整備	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・ 年休促進支援コース)	25万円~ 730万円	生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む場合
	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)	50万円~ 580万円	勤務間インターバル制度を導入し、設備等の導入やコンサルティングを受けることにより、労働時間等の設定改善に取り組む場合
	業務改善助成金	30万円~ 600万円	生産性向上に資する設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合
雇入れ	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	40万円~ 240万円	「高齢者」「障害者」「母子家庭の母」「父子家庭の父」「震災被災者」等の就職困難者を雇用
	トライアル雇用助成金	4万円~12万円	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を「トライアル雇用」として雇用 特定要件を満たした場合、月額最大5万円。

助成金標準手数料・報酬表

弊所の標準手数料・報酬料金です。同時申請の場合は、割引がございます。また、申請についての最低報酬額もございましたので、お気軽にお問い合わせください。

対象	名称	手続顧問契約先様	相談顧問契約先様	スポット契約先様
教育 研修	人材開発支援助成金 人材育成支援コース (人材育成訓練)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	顧問契約先様のみ
	人材開発支援助成金 人材育成支援コース (有期実習型訓練)			
	人材開発支援助成金 (事業展開等リスキリング 支援コース)			
非正規 雇用 (パート/ 契約社員 /派遣)	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	顧問契約先様のみ
	キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善 コース)			①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)			①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 5.5万円~13.2万円
	キャリアアップ助成金 (賞与・退職金制度導入コース)			
高齢者	65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	65歳超雇用推進助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	助成金額の15%+税	助成金額の20%+税	助成金額の30%+税
育児	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)			
職場 環境 整備	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支 援コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入 コース)			
	業務改善助成金			
雇入れ	特定求職者雇用開発助成金	助成金額の10%+税	助成金額の15%+税	助成金額の30%+税
	トライアル雇用助成金	1人当たり3.3万円	1人当たり3.3万円	助成金額の30%+税
共通		1 申請最低報酬額：33,000円 就業規則の変更等が同時に可能な場合：3 制度以上は無料		

2409

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL：078-361-2031 FAX：078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL：079-286-5030 FAX：079-286-5040

0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399



社会保険労務士法人・行政書士
庄司茂事務所